

補助金等取扱基準

補助金等の名称	農業共済組合事業補助金
補助事業等の目標	農業保険法に基づき、自然災害等によって農業者が受ける損失を補填する農業共済事業に係る経費を補助することにより、農業の発展を支援する。
補助事業等の対象者	長野県農業共済組合
補助対象経費	農業共済組合が実施する果樹共済事業の農家負担掛金に係る経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	予算の範囲内で補助対象経費の 10 分の 2 に相当する額
	【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1/2 を超える場合の理由】
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書を基に、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成 8 年以前
補助事業等の終了時期	平成 年 月 日
	【終期が 3 年を超える場合の理由】 農作物の農業災害等被害防止のために継続が必要である。
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	補助金の交付を受けようとする者は、規則に定められた申請書に事業補助金算出資料を添付して、市長に提出しなければならない。
提出書類	事業補助金算出資料
	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市 経済部 農林課 農業振興係

平成 24 年 4 月 1 日 一部改正

平成 30 年 7 月 30 日 一部改正 (平成 30 年 7 月 30 日 施行)